

地下食堂・カフェ空間運営事業者募集要領

第1 募集の内容

1 目的

佐賀県庁新館地下1階において、地下食堂・カフェ空間の運営を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定めるものです。

2 施設概要

- (1) 施設名 佐賀県庁地下食堂・カフェ
- (2) 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館地下1階
- (3) 面積及び席数 ○ 厨房等254.33㎡(最大使用可能部分)
(内訳:厨房163.2㎡、休憩室、倉庫等91.13㎡)
○ 客席378㎡、160席(現状)
- (4) 対象者 来庁者及び職員(約2,000人)

※厨房等及び客席は、佐賀城公園エリア面的リノベーション事業の一環として改修工事を行います。改修工事は、出店者の企画提案を踏まえて、県がデザイナーと協議の上実施します。
※客席数については、出店者の企画提案に応じて変更可能です。

3 基本コンセプト

- ・街のカフェや、ホテルのラウンジのように、誰もが使えるパブリックスペース。
- ・ランチだけではなく、来庁者や職員がコーヒーを飲みながら打合せをしたり、近隣の方が食事に来たくなるような場所。
- ・県の良さを広く知ってもらうための試行的な取組を気軽に行うことができる場所。

4 実施条件

- (1) 実施方法 県による行政財産(庁舎)の使用許可を受けたうえで事業を行っていただきます。
- (2) 営業開始日 遅くとも平成30年2月28日(水)までには営業を始めてください。
- (3) 営業可能日 年中(県庁閉庁日である土日、祝日等も営業できます。)
- (4) 営業可能時間 午前8時30分から午後10時までの間で自由に設定可能とします。
(準備、片付けは別途可。)ただし、少なくとも午前11時から午後2時までは営業してください。
- (5) 提供品目等 メニューは原則として自由です。なお、来庁者及び職員の昼食や喫茶等として適当なメニューを提供してください。
また、集客が期待できるイベント・物販等を実施してください。
- (6) 提供価格 適切な価格で提供してください。
- (7) サービス方式 出店者に一任します。
- (8) 従業員の雇用 従業員の雇用の際には県内在住者、障害者の雇用に配慮してください。
- (9) 施設関連備品等 ① 機器備品(別紙1「設備機器一覧」)については、無償で貸与します。
ただし、貸与備品については、応募者の企画提案を受け、協議の上変更することがあります。
② テーブル、イス等については、佐賀城公園エリア面的リノベーション

事業の一環のため、出店者の意向を踏まえ、県がデザイナーと協議の上購入します。

③ 貸与した機器備品の修理は、出店者の負担とします。

なお、使用開始に当たり、修理が必要な機器備品については、出店者と協議の上、軽微な修理等は県の負担により行うものとします。

貸与した機器備品の更新は、予算の範囲内において県で行います。

④ 上記機器備品以外の厨房用品、什器、その他必要な備品は、出店者の負担とします。

(10)法令等の遵守 食品衛生法、庁舎管理上の諸規則その他法令、規則等に基づいた事業運営を行っていただきます。

(11)使用許可期間 ① 使用を許可する期間は、1年又は2年とし、公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とする場合を除き、毎回更新することとします。
(最長平成40年3月31日まで)

なお、初年度については、平成31年3月31日までとします。

② 店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含まれます。

③ 使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了の2か月前までに書面をもって申請してください。

④ 出店許可条件に違反した場合や県が公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするときなどは、使用許可を取り消す場合があります。なお、この場合、使用許可の取り消しの日から起算して20日以内に使用物件を明け渡す必要があります。

(12)使用料等 ① 厨房等使用料は、毎年度当初に当該年度の年額を算定し、請求します。

② 厨房等使用料は、応募者の企画提案を受け、協議の上使用許可面積を決定し、年額使用料の1㎡あたりの単価に使用許可面積を乗じた使用料を徴収します。なお、客席は共用部分であるため、使用料徴収の対象外となります。

(参考)平成28年度厨房等年額使用料の1㎡あたり単価5,975円

③ 客席等でのイベント・物販等を実施する場合は、内容に応じて使用料徴収の対象となる場合があります。

(14)管理費 ① 使用の許可を受けた部分で使用する光熱水費については、計量器(子メーター)等により使用実績に応じ電気料及び水道料の実費相当分を別途負担していただきます。

② ガスは、出店者で契約していただきます。

(15)使用に当たっての
注意義務等

① 施設・設備の管理

(ア) 出店者は、使用許可物件(建築、電気、機械及び防災等の各設備は除く。)を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。

(イ) (ア)の規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者の負担とします。

(ウ) 出店者は、使用許可期間中、使用許可物件を指定する用途以外に供することはできません。

(エ) 出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできません。

(オ) 出店者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、事前に書面により県の承認を受けなければなりません。

② 防災上の配慮

出店者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、工事図面ができた時点で、特に設備工事等に関して、佐賀消防署と図面提出等の協議を行う必要があります（県と協議の上実施）。また、消防法等の関係法令を遵守してください。

③ 廃棄物の処理等

(ア) 店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物の回収・処分については、出店者の負担で責任をもって行ってください。

(イ) 商品・廃棄物等の搬入・搬出は、地下1階の出入口を使用して行ってください。

④ 店舗内の清掃

出店者は、使用の許可を受けた部分の清掃を自ら行ってください。

また、営業時間中、使用許可部分に隣接する客席部分においても善良な管理の保持に努めてください。

⑤ 閉店後の防犯対策

出店者は、使用の許可を受けた部分の閉店後の防犯対策を自らの負担と責任で講じてください。

⑥ 原状回復

(ア) 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、県が指定する日までに、使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。

(イ) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うことができます。

⑦ 損害賠償

(ア) 出店者は、その責めに帰す理由によって、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を現状に回復した場合は、この限りではありません。

(イ) (ア)に掲げる場合のほか、出店者は、県が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(ウ) 出店者は、出店場所の使用に当たり、県又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

⑧ 許可取り消しに伴う損失の取扱い

(ア) 使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損失が生じた場合でも、県はその損失を補償しません。

(イ) 使用許可が取り消された場合において、出店者が使用許可物件を改良し、有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還は行いません。

⑨ その他

- (ア) 店舗内は全て禁煙とし、店舗内外に灰皿を設置することはできません。
- (イ) 店舗の設置・運営に当たっては、使用許可条件、関係法規及び県の関係規定等に定める事項を遵守してください。
- (ウ) 県は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し、指示することがあります。
- (エ) 出店時には、営業日・時間、衛生管理、施設設備の維持管理、光熱水費等の管理費、運営等に関する県の立入調査等に関して覚書を締結するものとし、その際には連帯保証人1名を必要とします。

5 設備等の概要

別紙2「全体配置図」及び別紙3「設備等配置図」を参照してください。

第2 応募者の資格・手続等

1 応募者の資格

応募の資格者は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 募集の内容を理解し、出店に意欲があり、良質な飲食品等を適切な価格で提供できる能力を有する者であること。
- (2) 応募者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は精算法人でないこと。
- (4) 食品衛生法に基づく営業の禁止命令、停止命令又は改善命令の行政処分を過去3か年受けていないこと。
- (5) 県税（県民税、事業税及び地方消費税）の未納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) (6)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- (8) 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

2 施設内覧

施設の内覧は次のとおりです。

- (1) 開催日時 平成29年6月15日(木)～7月14日(金)の間で随時可能
- (2) 開催場所 佐賀県庁新館地下1階 佐賀県庁地下食堂・カフェ
- (3) 参加方法 参加を希望される場合は、施設内覧申込書(様式1)により申し込んでください。
(FAX又は電子メールで送信する場合は事前に御連絡ください。)

送付先：〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県 人事課 職員担当
電 話：0952-25-7012

FAX：0952-25-7291

Eメールアドレス：jinji@pref.saga.lg.jp

3 募集内容等に関する質問の受付

- (1) 受付時間 平成29年6月15日(木)～7月14日(金) 17時15分必着
- (2) 質問等の方法 「質問書」(様式2)により、FAX、電子メール、郵便又は持参にて提出してください。FAX、電子メールでの提出の場合は、送信後、電話で着信確認を行ってください。
- (3) 回 答 随時、佐賀県ホームページで公表します。ただし、質問の内容に応じて、県の判断で質問者にのみ回答を行う場合があります。
- (4) そ の 他 質問者は、応募を予定している方に限ります。

4 応募の手続

(1) 申請書類の内容

応募の申請に当たっては、次により申請書類を提出してください。

なお、県が必要と認めた場合は、この他に資料の提出を追加して求めることがあります。

- ・応募申請書(様式3)
- ・企画提案書(様式4)
- ・年間収支見積表(様式5)
- ・事業所概要書(様式6)
- ・誓約書(様式7)
- ・定款、商業登記簿謄本(原本)(個人で商号を用いる場合は、商号登記簿謄本(原本))
- ・納税証明書(直近1年間の個人県民税・個人事業税、法人県民税・法人事業税、地方消費税)
- ・財務諸表など経営状態の判明できる書面(直近過去3年間の貸借対照表、損益計算書等)など

(2) 提出部数

申請書類は、1部提出してください。

(3) 申請期間

応募の申請を受け付ける期間及び時間は、次に掲げるとおりです。

申請期間：平成29年6月15日(木)～8月8日(火)(必着)

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日は除く)

(4) 提出方法

申請書類の提出方法は、持参又は郵送とします。

提出先：佐賀県 総務部 人事課 職員担当

住 所：〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

(5) その他

- ・応募の申請に係る費用は全て応募者の負担とします。
- ・申請書類で用いる言語は日本語、通貨は円とします。

- ・提出された申請書類は一切返却いたしません。

第3 出店者の決定

1 決定方法

提出された申請書類により、申請者ごとにプレゼンテーションを行っていただき、別紙「選考基準」に基づき選定委員会で審査し、出店者を決定します。
審査結果については、各申請者に別途通知します。

2 プレゼンテーションの方法等

申請者の持ち時間は各30分（説明15分、質疑15分）とします。
プレゼンテーションの日時・場所については、後日連絡します。

3 決定時期

平成29年8月下旬

第4 スケジュール（予定）

平成29年6月15日（木）	公募開始
平成29年6月15日（木）～7月14日（金）	内覧・質問受付期間（随時回答）
平成29年8月8日（火）	公募締切り
平成29年8月中旬	プレゼンテーション
平成29年8月下旬	運営事業者決定
平成29年9月上旬	客席・厨房等のレイアウトに関する打合せ
平成29年10月～平成30年1月	客席・厨房等の工事
平成30年2月中	オープン

第5 募集内容等の問合せ先

佐賀県 総務部 人事課 職員担当 石井、伏原
電 話：0952-25-7012
FAX：0952-25-7291
Eメールアドレス：jinji@pref.saga.lg.jp

第6 個人情報の取扱い

お預かりしました個人情報は、出店者選考のためのみに利用いたします。